資料２　凡例

１　市町村名の表記

宇都宮、足利等、名称のみを示す。

２　表中の空欄

データ等の無いことを示す。

３　環境基準の達成

二酸化硫黄（ＳＯ２）、一酸化炭素（ＣＯ）、光化学オキシダント（Ｏｘ）、浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）に係る環境基準の評価については、昭和48年６月１２日付け環大企第143号大気保全局長通達「大気汚染に係る環境基準について」、二酸化窒素（ＮＯ２）については、昭和53年７月１７日付け環大企第２６２号大気保全局長通達「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」また、微小粒子状物質（ＰＭ2.5）については、平成21年９月９日付け環告33「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」の示すところであるが、環境基準に関連する事項の記載は下記のとおりである。

(1)「有効測定日」：１日20時間以上測定された日の総和とする。ただし、光化学オキシダント、非メタン炭化水素、メタン、全炭化水素を除く。

(2)「日平均値の２％除外値」：年間にわたる日平均値（有効測定日分）につき測定値の高い方から２％の範囲内にある測定値を除外した日平均値の最高値である。

なお、日平均値の高い方から２％を除外する日数は、小数点以下を四捨五入して算出する。

(3)「日平均値の年間98％値」：年間にわたる日平均値（有効測定日分）のうち、測定値の低い方から98％に相当するものである。なお、低い方から98％にあたる測定日は、小数点を四捨五入して算出する。

(4)「環境基準の長期的評価による日平均値が〇〇ｐｐｍを超えた日数」：例えば、二酸化硫黄の場合には、日平均値の高い方から２％の範囲の日平均値を除外した後の平均値が

0.04ｐｐｍを超えた日数である。

　　　　ただし、日平均値が0.04ｐｐｍを超えた日が２日以上連続した延べ日数のうち、２％除外該当日に入っている日数分については除外しない。

(5)「98％値評価による日平均値が0.06ｐｐｍを超えた日数」：１年間の日平均値のうち低い方から98％の範囲にあって、かつ、0.06ｐｐｍを超えた日数である。

４　測定項目別事項

1. 窒素酸化物
2. 窒素酸化物の「ＮＯ＋ＮＯ２」はＮＯ及びＮＯ２が同時刻に測定された１時間値の算術加算である。いずれか一方が欠測等によりデータがない場合は欠測とした。
3. 月間値「ＮＯ２／（ＮＯ＋ＮＯ２）」は、月間にわたるＮＯ、ＮＯ２測定のうち、ＮＯとＮＯ２とを同時に測定している時間のみについての（ＮＯ＋ＮＯ２）濃度とＮＯ２濃度の比をいう。

年間値についても、月間値と同様の計算による。

　　（計算式）

　月間値ＮＯ２  ＮＯが同時測定されている時間のＮＯ２濃度の月間にわたる総和

＝

　ＮＯ＋ＮＯ２ ＮＯ及びＮＯ２が同時測定されている時間のＮＯ＋ＮＯ２濃度の月間にわたる総和

1. 一酸化炭素

連続する８時間における１時間値の平均は固定平均値注１）とし、移動平均値注２）は用いない。また、固定平均値方式を採用したことにより、その対象とする８時間の始期は０時とする。すなわち、「８時間平均値」とは０～８時、８時～16時、16時～24時の１日３回の時間帯に区分される。

なお、８時間平均値を求める際には、６時間以上測定された場合を有効とし、この場合の平均値は、測定された１時間値の和を測定された時間数で除算する。

（注１）固定平均値とは、連続する８時間における１時間値の平均といった場合、一定の時刻（ここでは０時）を起点として、８時間ごとの１時間値の平均値である。

（注２）移動平均値とは、連続する８時間における１時間値の平均といった場合、ある時刻から８時間の１時間値の平均をとり、以後、１時間ずつずらして連続する８時間の１時間値の平均値である。

1. 光化学オキシダント

①データの整理は、昼間について行う。

　　② 「昼間」とは５時から20時までの時間帯をいう。したがって、１時間値は６時から20時まで得られることになる。

③「昼間測定日数」とは５時から20時までの間に測定が行われた日の総和をいう。

④「昼間測定時間」とは５時から20時までの間に測定した時間の総和をいう。

1. 非メタン炭化水素
2. １時間値は、75％以上（１時間当たり６回の測定を行う測定機にあっては５回以上）の測定が　なされた場合に有効とする。
3. 「６～９時における月（年）平均値」は次式により算出している。

なお、ここでは、後述④の「６～９時の３時間平均値」と異なり、６～９時に測定された全測定値を用いる。

　　　　（計算式）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６　６～９時に測定された全測定値の総和

６～９時における月（年）平均値

＝

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６～９時に測定された全測定時間数

　　③ 「６～９時測定日数」とは、６時から９時までの３時間がすべて測定された日の総和をいう。

　　④ 「６～９時３時間平均値」とは、６時から９時までの１時間値３個、すなわち７時、８時、９時の３個の１時間値の算術平均値をいう。この場合、当該時間帯の３個の１時間値のうち、１個でも欠測がある場合は３時間平均値も欠測とし、評価の対象としない。

1. 風配図

年間にわたる全測定値を風向は16方位、風速は強さ別に分けて示した。グラフ中の実線は風向の頻度を表し、点線は風速を表す。また、グラフスケールは風向頻度20％、風速4.0ｍ/ｓである。

なお、測定条件は気象業務法とは異なる。

５　数値の記載方法等

* 1. 記載単位は次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物質名 | 単位 | 物質名 | 単位 |
| 二酸化硫黄（ＳＯ２)  一酸化窒素（ＮＯ)  二酸化窒素（ＮＯ２)  窒素酸化物(ＮＯ＋ＮＯ２)  一酸化炭素（ＣＯ）  光化学オキシダント（Ｏｘ） | ppm | 全炭化水素（Ｔ－ＨＣ）  メタン（ＣＨ４）  非メタン炭化水素（ＮＭＨＣ） | ppmC |
| 浮遊粒子状物質（ＳＰＭ） | mg／ｍ³ |
| 微小粒子状物質（ＰＭ2.5） | μg／ｍ³ |

（注）本報告での単位は、以下のとおりである（有害大気汚染物質等についても同様）。

ppm：容量比や重量比を表す単位で、１ppmとは、０℃１気圧の状態における空気１ｍ３中に物質が1cm３含まれることを示している。

ppmC：大気中の炭化水素類を表す単位で、１ppmCとは、０℃１気圧の状態における空気１ｍ３中に炭化水素類をメタンに換算した物質が１cm３含まれることを示している。

mg/ｍ３：重量濃度を表す単位で、１mg／ｍ３とは、０℃１気圧の状態における空気１ｍ３中に物質が１mg含まれることを示している。

μg/ｍ３：重量濃度を表す単位で、１μg／ｍ３とは、０℃１気圧の状態における空気１ｍ３中に物質が１μg（0.001mg）含まれることを示している。

* 1. 数値の記載方法は次のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物質名 | 時間値（最高値）※ | 平均値  （月平均値・年平均値等） |
| 二酸化硫黄（ＳＯ２)  一酸化窒素（ＮＯ)  二酸化窒素（ＮＯ２)  窒素酸化物 (ＮＯ＋ＮＯ２)  光化学オキシダント（Ｏｘ）  浮遊粒子状物質（ＳＰＭ） | 小数点以下第３位まで | 小数点以下第４位を四捨五入して、第３位まで |
| 一酸化炭素（ＣＯ）  微小粒子状物質（ＰＭ2.5） | 小数点以下第１位まで | 小数点以下第２位を四捨五入して、第１位まで |
| 全炭化水素（Ｔ－ＨＣ）  メタン（ＣＨ４）  非メタン炭化水素（ＮＭＨＣ） | ― | 小数点以下第３位を四捨五入して、第２位まで |

（※）微小粒子状物質については日平均値最高値である。

(3)　百分率（％）で示す数値の記載方法は小数点以下第２位まで計算し、四捨五入したうえで第１位まで記載する。

（例）　計算値：9.12％　　→　　記載値：9.1％